慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランス法における爭議權の構造
Sub Title	Structure of the rights for labor strikes under the French law
Author	阿久澤, 亀夫(Akuzawa, Kameo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.2/3 (1958. 3) ,p.17- 57
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說 英文抄録 "Structure of the rights for labor strikes under the French law" あり
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580315-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス法における争議權の構造

阿久澤龜夫

目　次

一　はしがき
二　フランス法における争議權の沿革
三　フランス憲法における争議權
四　争議行爲の性格とその規制
五　争議權と政治的ストライキ
六　争議行爲と法的責任
七　むすび

一　はしがき

フランス法社會においては、フランス民法およびフランス人權宣言が、その指導原理とする私的自治およびその基盤を構成する自由の法理念のもとに久しきにわたつて法秩序の支柱をなした。コード・シヴールおよび人權宣言が成立した當初、争議行爲はそれらのもののなかにおいて全く考慮されることなく、かつ將來において争議行爲に關する秩序づけは、なんら

豫測されていなかつた。コード・シヴールおよび人權宣言が、爭議行爲についてなんら考慮を拂うことなく、いいかえれば爭議行爲が既存の法秩序のなかにその占める場を持つていないにもかかわらず、コード・シヴールおよび人權宣言は、既に百餘年の長きにわたつて、フランス人の法思想と法意識とを占據し、これを支配している。

右のような法的環境において、爭議行爲という社會現象は、漸次その姿を現わし、法概念の決定と他の諸權利との調和への努力とが立法論的觀點からも解釋論的觀點からもともに要請されるに至つた。このような反價値的なものあるいは時として彈壓の對象となるものからの要請は、既存のコード・シヴールが他の國のそれに比較し、餘りにも完備し、一般民衆の生活のなかに强固に融け込んでしまつていたため、また人權宣言の法思想が餘りにも法意識を支配していたため、他の國に比較し、フランス法それ自身の母體において相對峙する矛盾的契機から派生する抗爭を限りない苦惱としてフランス法に味わせる結果となつた。しかも右の抗爭と苦惱とに拍車をかけるものは、理念ないし理論に先行し、行動に走り勝ちなフランスの社會運動にみられる特有な性格であつたといえよう。既存の法秩序が、反價値的なものとして否定していたものをどのようにして合價値的なものに轉化し、法秩序の體系のなかに流し込むかについてデュギーはその一つの方向を示している。すなわちデュギーは、「人權宣言およびナポレオン法典の法體系は、形而上學的權利觀念の上にたつ。現代人類の法體系は、個人および集團に屬せしめられたる社會的機能の確認の上にたたんとする傾向を有している。個人主義的法律體系は形而上學的なものであるが、生れつつある新體系は實證的なものである」[1]と指摘している。デュギーの指摘したところは、フランス法において、新しく生まれてくる社會現象をいかに法的なものとして把握するか、その把握するに當つての一つの方法を述べている。フランス法における爭議權認識の沿革的過程には、既存の法體系すなわち比較される市民法體系が完備したものであつたがために、新舊二つのものの差異が明確に現われる。

フランス法中においてデュギーのいわゆる實證的方法をより發展せしめることにより、新しい權利の構造を探究してゆく

とき、私權の社會的機能の面において、その制約がいちじるしく現われてくる。とりわけ私的所有權および契約面においては、公共への奉仕（service public）を理由としてそれらのものへの制約が顯著である。こうした結果、市民法體系のある面において私的權利の破壞（la destruction des individuels）という現象をみることになり、ここに社會權ないし社會法（droit social）の出現をみることになる。フランス法における爭議權は、社會權のなかに含まれるものであり、爭議權の生れてくる過程において既存の完備した法體系中の權利の破壞を伴うが故に、その權利構造の認識には市民法體系との關連性に十分留意しなければならない。本稿は、爭議權の權利構造を理解しようとするのであるが、同時に市民法體系の破壞の樣相をみなければならないであろう。かくて爭議權が、フランス法秩序全體のなかにおいてどのような權利として占めるかの點に考察の焦點を置きつつ、フランス法における爭議權解明に一歩近よつてみようとする。

（1） L. Duguit, Les transformations generales du droit privé depuis le Code Napoléon, 1912, p. 20.

二　フランス法における爭議權の沿革

一　フランスにおいて產業および商業の自由は、一七九一年三月二日および同年同月一七日の兩法によつて全面的に認められたが、勞働基本權についてのおのおの自由はなお留保されていた。一七九三年の共和國憲法は、勞働の自由を宣言したがその原則として取つたものは「いかなる種類の勞働または研究あるいは商業といえども市民の職業を妨害禁壓することはできない」というものであり、この原則からは爭議行爲は、使用者の自由と職業の自由とを妨害するものであるから許されないという結論に到達した。右の法思想を背景として生れ出たものが、一七九一年六月一四日および同年同月一七日の兩法であり、いわゆるシャプリエ法（la loi de chapelier）といわれるものであつて、この兩法により爭議行爲は全面的に禁止され、改めて形式上違法視されることになつた。右の一連の立法のなかにみられる指導的理念は、當時の政治的理念をそのま

まに受け入れるものである。當時の顯著に現われた政治的理念のなかにおいては、勞働者という特殊な地位は考慮されず、勞働者は一市民としてあるいは一個人としていかにして國家から政治權力から自由であるか、その自由こそいかにしたら勞働者をも含め一般市民に實現することができるかということ以上のなにものでもなかつた。法的にも必然的に勞働者は、市民社會を構成する一市民として自由を保有しているにしか過ぎず、勞働者階級といういわゆる階級人として取り扱われるものではなかつた。法的人格において、勞働者がいまだ抽象的一市民である限り、勞働者階級は現實の社會生活から、とりわけ對使用者との勞働關係を中心としてみた場合、その實態からまつたく浮き上つた存在として認識されていたわけである。かくて當時の法的指導理念は、勞働者の自由を形式的・抽象的自由ときめつけてこと足りるとの態度を取つていたわけで、そこには眞實の自由人として勞働者は生れてきていなかつた。(1)

一九世紀初頭においてフランスに展開された爭議行爲は、二つの型に分析して考察してみることができる。(2)その一つは、發展する近代生産樣式のなかにあつて、現在おかれている狀態からいかにして自己を守るかという目的のもとに生れたものであり、この爭議行爲はなお二つの現象に區別して理解することができる。一つはイギリスにおいて一八一一年頃から一八一三年にかけて最高潮に達した機械破壞運動的なものであり、新しい機械の導入に反對し使用者に抵抗する運動として現われた。他の一つは使用者が新しい機械設備の導入に心を奪われている間に工場内はいちじるしく危險度を增し、その結果就勞から勞働者を守ろうとする意圖のものであり、機械を入れるよりも工場内の安全衞生に注意を向けることが使用者に要請され、これに對し不熱心な使用者一般に對する抵抗運動となつて現われた。右の抵抗運動は、フランスにおいて一八三〇年代に最も激しく現われているのである。つぎにもう一つの型は、いわゆる賃金、勞働時間を中心とした勞働條件の改善を要求して行われた爭議行爲である。當時フランスにおいて資本主義經濟はようやく確立の域に達しようとしていたので、當然勞働者の低賃金、長時間勞働など勞働條件低下の狀態が續き、勞働者階級の生活は苦しかつた。こうした環境のなかにあつ

て、爭議行爲は、資本性社會における必然的現象として理解され始めていた。この動きのなかにあつて見逃すことのできないことは、貧乏と使用者の壓迫から反撥的に生れる勞働者の怒りと抵抗が、政治的なものに結びついたことである。フランスにおいては比較的に近代政治意識が一般民衆に浸透していたために、勞働者の抵抗が政治的抵抗へと結びつく契機と機會は、十分あつたといえよう。この點フランス勞働運動の一つの特色をなしているといえるが、ともかく政治權力に抵抗しようとする勞働者の運動が出現することによつて、ある場合において政治目的を正面に掲げる爭議行爲が生れることになつた。

右のような型と性格とを持つた爭議行爲は、年とともに發生の頻度を增し、規模の大きさも年を追うて擴大した結果、ここに爭議行爲が商業および產業の自由を阻害するということを理由にこれを禁止した一七九一年法の主旨は、かえつて爭議行爲の發生を阻止できなかつたのみならず、これを誘發する危機さえも持つこととなつた。かくて當初目的とした商業および產業の自由の實現とは逆に、この法律は商業および產業面における生產と流通を阻害し、その停廢と破壞をさえも導くことになつた。商業および產業の自由という概念は、一七九一年法により始めてフランス法の條項中に組み入れられ、法的概念として導入されてきたのであるが、この自由が從屬勞働關係の場においてはなんら生されていなかつた。かえつて眞實の自由と平等とを意識的に無視した勞働關係の展開をこの立法が意圖した結果、現實の一面的性格のみを持つたこの法律は、ついに社會の動きと發展の前にその理念の行きづまりを露呈し、社會混亂を引き起す一原因となつた。ここに一七九一年法の無理な立法意圖が、社會への不適合性、ひいては勞使關係の混亂という形でその不完全性を暴露した結果この法律の崩壞がもたらされることになつたのである。同時に頻發する爭議行爲を單に刑法第四一四條、第四一五條、第四一六條のみを以つて規制しようとする法の態度およびこの法律を以つて爭議行爲を取り締ろうとする政府の態度からは、商業および產業の後退と停廢とのみが結果するにしか過ぎないということが明確に認識されるようになつた。ここになんらかの爭議行爲に關する新しい綜合的立法の必要性が生れてきたのである。この要請に答えて生れてきたのが一八六四年五月二五日法である。

一八六四年法は、コオアリション（coalition）の自由、すなわち労働者あるいは使用者がその利益を守るために集團となつて團體行動に訴えることの自由を認めたものであるが、同時に争議行爲の法律上の禁止をとき、その行使の自由を認めている。[3] しかし一八六四年法は、コオアリションの自由を認めたといつても、組織の原理が個人の持つ天賦の人權としての自由に優先することは認めず、集團的團結の法主體性を排除し、個人的人格を法的人格としてとらえることにおいては從來の立法態度を踏襲していた。すなわち法的にコオアリションの自由は、各労働者個人の自由を基底とするものであり、共同行爲の個人的自由であるとされていたのである。この法理に立つかぎり、いかに一八六四年法がコオアリションの自由および争議行爲の自由とを認めるものであるとしても、労働者の争議行爲による法的責任とりわけその刑事責任は、その團體行動の故をもつていまだに免除されるものではなかつた。かくて刑法第四一四條により團結した労働者が、團結しない労働者に對して暴行ないしは脅迫あるいは詐術を用いてその労働者を團結内に引き入れたり、争議行爲に参加させたりすることは刑事責任を生ずるという從來の考え方はなお存續していた。この考え方の背後に流れ、これを支配していた思想は、労働者は争議行爲に参加する自由もあるが、同時に参加しない自由もあり、参加しない者に對して刑法上違法な手段を用いることによつてその参加を强要することは、参加しない者の自由權の侵害であり、そこには一般刑法の適用される餘地しかないとするものである。しかし團體行動をすることをすべて違法な行爲であるとした團結罪（le délit de coalition）を廢止し、[4] ともかく争議行爲の自由を一般法上の自由と同様に認めたことは、一八六四年法の進歩であるといえよう。刑法第四一六條は、一八八四年三月二一日法により労働關係への適用を廢止されることになつたが、この法律により從來は、争議行爲を行おうとする場合争議行爲を準備することは違法とされていた。そこで右の法律が廢止されることにより、労働者は自由に争議行爲を準備し、目的や手段について十分に協議することができ、かつ組合大會において争議行爲を決議し、これを實行するための諸準備を細部にわたつて準備することが、労働者の正當な行爲であると判斷されるようになつた。[5]

かくて爭議行爲と刑事責任の問題については、勞働者が爭議行爲を行うことは一般市民法に照らして違法視される性質のものではないという、どこまでも一般市民法の範圍において正當視され、刑法上の構成要件に該當しない限り刑事責任を問うべきではないという法理論が取られ、この理論は一九四六年憲法成立まで續いた。刑事責任については以上みてきたような解決がなされていたが、民事責任についてはなお考察しなければならない問題がある。それは、爭議行爲が正當であり、違法なものでないとしても、爭議行爲によつて勞働契約はどうなるのか、破棄されるのか、それとも停止されるのかということである。すなわち爭議行爲という勞働者側の勞務提供の拒否、つまり債務の一方的不履行が、勞働契約を破棄せしめるか、それとも停止せしめるに過ぎないかということである。右の問題は、一八六四年法を契機として、眞劍な學說、判例上の論爭となつた。この問題については、既に石崎教授の細部にわたつての紹介と研究とがあるが、(6)問題が重要であるから一應考察してみなければならないであろう。

二　一八六四年法以降において爭議行爲に關する立法は、勞働爭議をどのようにして解決するか、許し得る範圍においてなお第三者ないし國家權力の介入を認めても勞働爭議の早期解決を意圖すべきかどうか、すなわち調停、仲裁兩制度の立法化へと向いたのである。一應爭議行爲は、正當視され、法律上行使の自由が認められることになつたが、この結果は爭議行爲が行爲そのものにおいて激しいものになり、その度數も增加することになつた。しかし從來のような無法な爭議行爲、たとえば機械破壞を目的ないし手段とするような行爲はその影をひそめたとはいえ、爭議行爲をなんらかのルートの上に乘せ、爭議行爲中の一定の秩序を確立するとともに早期の解決を圖るなんらかの方途の必要性が生れてきた。このような要請に答えるものとして一八九二年に、勞働爭議の任意調停および仲裁制度が設けられた。(7)ところが一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて革命的組合主義（le syndicalisme révolutionnaire）の思想が組合を支配するとともに、爭議行爲は多くゼネラルストライキの形態を取つて生起した。(8)革命的組合主義者達が、ゼネラルストライキを指導している間に、勞働者階級の連帶的

意識は旺盛となり、統一行動による勞働者間の横の結合は、漸次强化されていた。同時に使用者は、既に强大化した勞働組合を輕視することを止め、これとの協調に力を入れることになり、一九〇六年一〇月アミアン會議（le congrès d'Amiens）が勞使間において持たれたのである。この會議は、紡績企業の勞使間において勞使の協調を目的として開かれたものであり、いまだにC・G・T全體の動きにまで發展することはできず、その効果も直接的に期待し得ないものであつたが、使用者の從來取つていた態度に變化をもたらした一事件といえよう。右の使用者にみられる態度の變化は、組合運動に影響を與え、今まで組合運動を支配していた革命的組合主義あるいはアナキスト的思想の後退となつて現われ、これに代つて社會主義者達が、組合の指導權を握ることとなつた。組合運動にみられるこの變化と推移とに對應し、政府はなんらかの國家權力が、勞使關係に介入し、爭議行爲を早期に解決する制度についてその研究に努力を拂つた。その第一段階として勞働省を設置し、各種委員會を設けることによつて爭議行爲の早期解決とそれからくる不用な摩擦の回避とが意圖された。しかし右のような勞使および國家の三者間にみられた動向、すなわち組合運動においては社會主義者が勝利を占め、それによつて運動が經濟鬪爭を中心とする活動に限られようとする態勢になつたこと、また政府の態度が、爭議行爲を規制しようとする意圖を明確に表明してきたことなどは、かえつて反動の力を組合運動に呼び入れる結果となり、組合運動は再び激しさを增し、ついに時の經濟變動に照應し、一九三六年から、フランス全國にわたつて爭議行爲の波が擴大していつた。この爭議行爲の波は、政府のあつ旋の努力によつて締結されることになつたいわゆるマティニョン協定（l'accord Matignon）の成立と同時に靜まることになり、この協定は、更に一九三六年一二月三一日法と一九三八年三月八日法へと發展し、一八九二年法の任意調停、仲裁制度に代つて「勞働爭議は、爭議行爲の開始にさきだつて、かならずこれを調停あるいは仲裁に付せられなければならない」という、いわゆる强制調停、仲裁制度による勞働爭議規制の制度が確立した。あらゆる勞働爭議に强制調停、仲裁制度が適用されることになり、この制度は爭議行爲をいちじるしく制約する結果となつたので、その規制が事實上爭議

権の制限を實現したのではないかとする考えが生れてきた。この考え方は、Savatier 教授のつぎの言葉によく現われている。すなわち教授は「この法律の制定された後では、勞働爭議を調停あるいは仲裁に付する前に、爭議行爲を開始することはできないと同時に、爭議の調停あるいは仲裁繼續中において爭議行爲を開始することができず、この意味において爭議行爲（調停、仲裁を伴わないで開始される生の爭議行爲—筆者註）は、禁止されたと理解される。……同法の制定されたことによつて爭議行爲（右の意味における—筆者註）は、違法性をもつことになつたとみられる」と述べている。[9] この教授の言葉は、當時における爭議行爲あるいはグレーブ（grève）本來の性格を一面的に把握しているところから生れてきたといえるであろう。つまり當時の爭議行爲が、その時の盛り上つた勞働者の力を支柱として成立するものであるという考え方が先行し、この力を平常に戻すような規制の制度は、實質において爭議行爲を無意味にするという考え方に立つている。これに反對する意見は、相當強いものであるが、これについては强制調停、仲裁制度が今にいたるもフランス勞働法中に存續しているので、この說明に讓ることにする。いずれにしても、勞使の協調とその結果生れた協定、すなわちマティニョン協定から生れた一九三六年法は、爭議行爲の自由に大きな制約を加えたことは爭えない事實である。[10]

三　爭議權の發展過程は、以上考察してきた通りであるが、この長い期間中爭議行爲と勞働契約との法律關係の立法、とりわけ爭議行爲により勞働契約は破棄されるのか否かについての立法上の措置はなされなかつた。もちろん民事責任の問題については、後述するように立法措置がなされたが、この立法は、右の問題となんらの關連性もない。そこで爭議行爲と勞働契約との關係についての問題は、判例および學說にその解決をまかされたわけであるが、その論爭は實に七〇年におよぶ長年月にわたつて繰り擴げられることになつた。

判例の推移をみてみると一九三九年に至るまで、判例の大勢は勞働契約破棄說を取つており、そのなかでも破棄院は一九四五年の憲法成立まで舊來の自說を變更しなかつた。一八六四年法は、爭議行爲の自由を認めるものであつたが、その自由

は一般市民の行爲と同樣の自由であり、それが國家權力により壓迫されないことまた刑法上の責任を免除されるものであることなどについて、市民法的解釋がなされたにしか過ぎず、爭議行爲の自由の承認が、直ちに勞働契約の効力に影響を與えることは、その背後にある民法典に照し考察してみるとき容易に肯定し得るものでなかつたのであろう。(11) そこで爭議行爲を行う以上、その理由がなんであろうとも勞働契約の履行としての勞務の提供を將來に向つて續けることを放棄するものであり、爭議行爲は、明らかに勞働者側からする勞働契約の破棄とみるべきである。かくて判例の示した原則は、その大要をつぎのように要約することができるであろう。

(一) 爭議行爲に參加する勞働者は、勞働者が契約上拘束されている契約內容の現實的履行およびその將來に向つての履行の繼續を、彼等の自由な行動により不可能にするのである。(12)

(二) 爭議行爲は、各勞働者がなし得る勞働拒絕の集團的行使であるにしか過ぎず、この勞働者の拒絕が、その責任において自發的かつ自由になされ、そのうえに勞働契約條項に違反するものであるならば、契約破棄のみならず損害賠償責任をもその勞働者は負わなければならない。(13)

右のように判例は、爭議行爲は契約解除の責任を勞働者に發生せしめるとし、これになお民法第一一八四條および第一七八〇條の適用を認めるものである。他面勞働契約は、爭議行爲の開始と同時に勞働契約關係を破棄するのであるから、以降勞働者は工場附屬の寄宿舍を利用することができず、工場內での災害は、勞働災害として認められず、その補償からはずされ、不法な解除におけるその責任を問われる結果退職金の支拂いを受ける權利を失うなど、勞働者にとつては不利な結果となる。

しかし一九三九年五月一九日に至り、高等仲裁法院は、破棄院とは正反對の立場から勞働契約停止說を取るに至つたのである。當時のフランス民法中において、契約解除は一般論として二つの場合に生れてくるものと理解されていた。その一つ

は當事者互の自由意思にもとづく解除であり、勞働契約についてみれば勞使おのおのが自由意思により契約解除を同意する場合にのみ なんらの責任を生ぜしめることなく解除の成立がみられる。他の一つは、裁判所が契約解除の決定をする場合で、判決によつて解除が成立する。ところで破棄院は、いわゆる約定解除における自由意思と、爭議行爲を行う勞働者のその意思とを同一に理解し、勞働者意思の分析を市民法的に擬制することによつて、民法條文の適用可能性を發見した。かくて不定期契約の家事使用人および勞務者の賃貸借(du louage des domestiques et ouvriers)に關する民法第一七八〇條二項以下が、爭議行爲に參加する勞働者に適用され、爭議行爲を行う自由意思は、いわゆる「當事者の一方の意思」(la volonté d'une des parties)と理解されたのである。かかる破棄院の態度および法解釋に對しては、經濟的從屬勞働關係のもとにある勞働者の地位とその自由意思の理解が誤つていること、すなわち從屬勞働關係の場において不自由の意思決定しかできない勞働者が集團行爲に出た場合、初めから異質的場に置かれたものをそこにおいてなお同質的なものとして取り扱うのみならず、行爲全體が集團行爲に轉化した後においてもなお同質的なものとして理解し、取り扱うことは、爭議行爲の本質を誤つて認識しているとの批判が激しくなされたのである。(14) 高等仲裁法院は、この批判を受け入れ、フランス民法の定める第一七八〇條の條項を單純に適用する態度の誤謬を認め、爭議行爲に參加する勞働者の意思のうちには將來契約關係を存續せしめる意思があり、この意思があればこそ勞働條件の改善を要求して爭議行爲に入るものと解釋しなければならないとした。ここに勞働契約停止說が、妥當であるとする結論に到達し、爭議行爲における勞働者意思の意思解釋の面において新しい態度を取つたのである。

四　學說は大きく區分して三つのグループに分れている。すなわち勞働契約絕對的破棄說、勞働契約相對的破棄說、勞働契約停止說である。

(一)　勞働契約絕對的破棄說は、M. Pierre Bayart および R. Saleilles などにより主張された。Bayart は一八六四年

法は労働者に自然権（droit naturel）を認めたが、たとえこれが團體行動の場合になお認められるものであるとしても、それは各労働者個人個人に認められたものの集合體であるにしか過ぎない。

一八六四年法の認めた争議行爲は、團體行爲としての争議行爲ではなく、個人のものとしての争議行爲であるから、ここで當然民法理論がそのまま適用されるということになる。争議行爲は、多數の力による債務履行の休止と考えることはできるが、いざ責任の問題となり、個人に還元してみるとき労務提供の休止と理解することができない。労務提供の休止すなわち停止とみられるためには、その労働者意思のうちに契約を破棄するのではなく停止するという明確な個人意思がうかがわれなければならないと説くのである。(15)

また R. Saleilles は、破棄院判例の法理論は民法理論に全く適合し、非常に強固な法理論で、これを破ることは困難といわねばならないとしている。そして現實的に労務の提供を休止している労働者は、その休止期間について確定期間の定めのない限り、使用者による再採用のあるまで労働契約關係はないものと法的にみられる。そこで争議行爲においては、労働契約關係は、破棄されたと理解するのが妥當な考え方であるとする。(16)

(二)　相對的破棄説は、労働契約の破棄を認めつつも、その時における労働者の意思を重視し、再び新契約の結ばれることを豫期して行われる労働契約の放棄であるとする。(17) この考え方によると舊契約内容に代つて新契約内容が出現してきた場合、そのおのおのの關係は、舊契約が失効して自働的に新契約の誕生がみられる結果、これに隨伴して變化するとされた。

(三)　停止説は、争議行爲が民法上の法律行爲ではない點を明確に認める。この點破棄説はその特異性を認めつつもなお民法上の問題として取り扱うものであるが、停止説は明確に民法理論との訣別を宣言し、争議行爲に民法を適用することがいかに矛盾であるかの認識から出發したのである。(18) かくて争議行爲は、労働契約破棄を意味しているのではなく、契

約内容すなわち契約條件を變更させるための使用者に對する抗議的行爲である。爭議行爲に參加する勞働者の意思のなかにも、將來にわたつてなお勞働契約關係を繼續してゆこうとする意思があり、この意思があればこそよりよい勞働條件の設定を目的として爭議行爲を行うのであるとの意思解釋をした。新たな契約内容が成立した場合、舊契約内容は終了してゆくが、それは決して爭議行爲が契約關係を破棄するのではなく、その契約關係に立ちつつ契約内容の變化が生れるに過ぎない。すなわち爭議行爲に參加する勞働者に、契約破棄の意思がないことを認め、勞働契約關係の機能面に現われる固定的部分と流動的部分とを區別することにより、爭議行爲の結果が專らその流動的部分に影響を及ぼし、その變更を結果するものであり、この變化は契約そのものの存在にはなんらの影響を及ぼすものではないとの態度を取る。かくて民法第一七八〇條をめぐつてなされた從來の意思解釋の誤謬を指摘している。(19)

フランス勞働法が、長い間にわたつて苦惱しつづけたこの問題は、その背後にあるコード・シヴールと社會法との闘爭を見逃しては理解することができず、結局はコード・シヴールを支柱としたフランス法秩序のなかから爭議權はどのような理論的足掛りを發見して生れてきたのか、しかし爭議權そのものの持つ團體法理論を發見し、これを足掛りとして始めて問題解決への道を一歩前進したという印象を受ける。この團體法理論は、M. P. Durand によつて說かれることになつた。(20) しかしこの理論の完成は爭議權をいかにして權利として把握するか、とりわけ他の權利と同樣、爭議行爲を行うことが權利行使であり、權利行使である以上濫用がなければ、契約の放棄を結果するとは考えられないということで、その本質は、爭議行爲という集團的事實行爲、そして一面からみれば破壞性を伴いおよそ近代市民法の一般的理念と背離し合う關係にあるような行爲を權利の體系中に入れることが出來て始めて可能となつた。

以上フランス法における爭議權の沿革について考察してみたのであるが、この沿革は現在における爭議法とりわけそこにおける爭議行爲の概念決定に重要な影響を與えているのである。(21)

（1）Paul Durant et R. Jaussand, Traité de droit du travail, 1947, I, p. 63.

（2）J. P. Aguet, Les grèves sou la Monarchie de Juillet, 1954, p. 369. Aguet はこの二つの爭議行爲を，deffensive な爭議行爲と offensive な爭議行爲というように分類している。

（3）勞使關係に初めて具體的な結社の自由が認められるに至つたのは，一八四八年二月二五日法による。しかしこの法律の意圖するところは，使用者がそのあらゆる利益を擁護するために結社の自由が認められたのであり，使用者側にのみ認められたものである。

（4）團結罪の性格としては主としてつぎの二つのものが指摘し得る。

(A) 團結罪は，一般的に勞働者の團結を禁止，抑壓するものであり，これを目的として構成された刑法上の犯罪である。

(B) 團結罪は使用者側と勞働者側とによつてその適用を異にし，使用者には適用されることはほとんどなかつた。

（5）Coalition とは，その目的を達するとともに解消するという一時的・斷續的な集團行爲であるとするのが一八六四年法の Coalition に對する考え方であつた。そこで「職業上の利益をまもるために恒常性を組織せられた團體を結成する自由を使用者および勞働者にあたえるにいたらなかつた」（石崎政一郎「フランスの勞働協約法」一八頁引用）。職業組合の組成は，一八八四年まで待たなければならなかつたのである。

（6）石崎政一郎「同盟罷業と勞働契約」比較法雜誌一卷四號六二頁以下參照。

（7）一八九二年に，勞働爭議の任意調停，仲裁に關する制度の立法化が行われた。しかし時の勞働運動の前において十分な効果を發揮することはできず，四四年後の一九三六年法に移つていつた。

（8）Jean Montreuil, Histoire du mouvement ouvrier en France, 1946, p. 141. 一八九二年九月マルセーユにおいて開かれた勞働者會議においては，つぎに示すような二つの原則が決定されたのであるが，この決定は當時におけるフランスの勞働者の動きをよく示すものである（J. Montreuil の前揭書，二四五頁より引用）。

「一，ゼネラルストライキの原則

二，勞働組合と同業組合との連携」

（9）Savatier, Régime actuel de la grève en droit français, Droit social, 1939, No. 2.

（10）石崎政一郎，前揭書，七〇頁以下參照。

（11）J. Hulster, Le droit de grève, 1952, p. 12.

（12）Cass. reg., 18 mars 1902, S. 1903, 1, p. 465.

(13) Cass. civ., 15 mai 1907, S. 1908, 1, p. 417.
(14) J. Hulster, op. cit., p. 15.
(15) M. Pierre Bayart, Revue critique de legislation, 1909, p. 534.
(16) R. Saleilles, Bulletin de la semaine, 7 juin 1911.
(17) 相對的停止説とも呼ばれているが、このグループに屬していたルアストの言葉によれば、つぎのように述べられているので相對的破棄説とした。「われわれは、契約破棄の理論を原則として取る」と、しかし「勞働者が爭議行爲に參加するのは、使用者との間における勞働契約に滿足していなく、よりよい條件を望んでいるからである」ことは明らかで、「新しく變更された勞働條件はそこになお働いていようとする勞働者の手によつて完成される」と。すなわち契約は破棄されるが、なお使用從屬關係が展開されるとする考え方による。Rouast, Une note au Dalloz de 1938, I, p. 23.
(18) Pic, Traité élémentaire legislation ind., 6 ed., n° 311.
(19) J. Hulster, op. cit., p. 16.
(20) M. P. Durand, Droit social, 1948, N. 4, p. 364.
(21) なお爭議權については恒藤武二「フランス法における爭議權」(同志社法學一九)がある。

三　フランス憲法における爭議權

一　フランス憲法は、その條項において明らかなように人權宣言の影響を強く受けその法思想を汲み入れている。(1) 人權宣言は、そのままの姿では、近代社會におけるあらゆる動きに對してかならずしも十分に適合し得るものでないこと既に述べたが、フランス憲法は人權宣言を再確認しその法思想を十分に取り入れながらなおかつ社會國家の理念のもとに爭議權を保障しているという特色を持つている。すなわち一九四六年の憲法は、一八七五年憲法が、抽象的、形式的な自由人としての人間像のみを權利主體の對象としてとらえたという誤りを修正しつつ、そこに階級的なものとしての、また從屬勞働關係のなかに位置せしめられた勞働者としての人間を法の上においてとらえている。その前文は勞働者の基本權についてつぎのよ

うに規定する。「すべて人は、勤勞の義務と職を得る權利を有する。何人も出生、所見または信條のために、その勤勞または就職に際して、不利益を蒙ることはない」と規定し、勤勞の義務と權利および就職についての平等と自由について定めている。つづいて「すべて人は組合活動によってその權利と利益を守り、また自分の選ぶ組合に加入することができる」とし、いわゆる團結權を保障している。爭議權については、「爭議權は、これを規制する法律の範圍内で、行使することができる」とし、爭議權と爭議行爲の自由とを保障し承認しているのである。(2)

右にみた一連の勞働基本權に關する諸規定は、憲法前文においてみられるのであるが、前文中におかれている規定であるからといって本文中の條項と比較し、その具體的効力に差をつけるべきではない。かつ勞働基本權に關する規定が、前文中にあることを理由にその効力において輕く取り扱われ、解釋されるべき理由はない。かえって前文に掲げる規定の精神は、本文條項を支配しているとみるべきであるし、また前文は獨立に解釋されるのが妥當である。フランス憲法は、前文を除いて勞働基本權について規定を持たないので、いきおい前文規定の解釋およびそこにみられる爭議權の理解が問題となる。

爭議權を分析してみるとき、そこに三つの行爲がその權利内容として構成されているとするのが、フランス勞働法における一般的考え方のようである。(3) その一つは droit de grève と呼ばれるもので、結社の自由とか集會の自由とかにみられる自由權、つまり公權としての自由すなわち爭議行爲を行うことが國家の諸權力から自由に承認されていることを意味するものである。しかし爭議行爲の自由は、その前提として勞働に關する他の基本權とりわけ勞働に關する自由が一應實現され、前近代的要素の排除が實現されていることが必要であり、これらのもののないところに爭議行爲の自由は生れる餘地はなく、たとえそのようなところに爭議行爲が發生したとしても正常なものであるということはできない。すなわち近代社會における勞働關係の展開が、正常な姿において繰り擴げられているところに始めて正常な權利としての爭議權の行使が認識される。しかしそれだからといって前近代的要素を勞働關係から取り除くことを目的とする爭議行爲が否定されるというので

はなく、どこまでも憲法が正常な爭議行爲として豫定するものが近代法上の要素を實現していることを前提としているということである。他面 droit de grève は、公權としての自由であり、公共の福祉に反してまで認められるものではなく、この意味からしては他の自由權と特別に區別して、その行使の範圍が廣く認められているというものでもない。

つぎに理解されるものは、le droit à la grève すなわち爭議行爲における權利とみられるものであつて、爭議行爲の場合においてそれに伴つて行われる各勞働者なり組合なりの具體的行爲を憲法上保障されている爭議權に含め權利として認めるものである。この概念は、爭議行爲として認められる勞働者の集團的行爲をおのおのの個別的姿において分析した結果、各行爲を爭議權の行使として認めることになる。國家と勞働者との關係において勞働者が爭議行爲を行う自由を持つているとするのが droit de grève であるが、その自由な爭議行爲から生れる勞働者の各行爲を權利行使として認める。爭議行爲における權利は、これを爭議行爲に隨伴する行爲について全面的無制限に認めるということになれば、爭議權の保障は絕對的、無制約のものとなり、この面から他のあらゆる權利に不當に優先するという結果になり、他の權利との調和を缺き、法秩序全體の崩壞を意味することとなる。それにもかかわらずフランスにおけるサンディカリズムを認める人達や純政治的ストライキの正當性を認める人達などは、爭議權が保障されていることが、他のいかなる憲法上の諸權利にも優先していると理解することによつてあらゆる勞働者の行爲は、爭議權の行使と理由づけられる限り、その正當性を勝ち得るものであるとする。爭議權の保障は、他の諸權利になんらかの影響を與えるものであるというまでもなく、場合によつてはこれを制限するようなこともあるが、それらとの調和は社會權の理念にもとづき常に意圖されなければならないであろう。そしてその調和、つまり le droit à la grève の範圍は、各具體的權利との衝突の場においておのおの考察されなければならないであろう。

最後に爭議權は le droit de la grève として、おのおの具體的立法のなかに具現し、これを憲法上の權利としてそのな

かに含めているとも理解することができる。すなわち憲法と具體的立法との關係を逆にみれば憲法で保障されている爭議權が、具體的法で取り扱われた場合、その具體的立法上の行爲をもまた憲法上の爭議權に含めて理解することができるとするものである。

以上考察した三つのものは、一體となつて爭議權を構成し、かならずしも獨立に區分できるものではないが、爭議權理解のためには右のような分析が必要である。そして第二および第三の兩者は、今後爭議行爲の民事および刑事上のおのおの責任を考察する場合に、焦點となるであろう。

二　憲法前文の法的意義についてこれをどう理解するか、そこに一つの問題のあることは既に指摘したところであり、一般論としては前文の法的意義について一應述べた通りである。ところでその原則論に立つて憲法前文をどう解釋するかはなお殘された問題であるといわねばならない。

憲法前文に直接積極的意味を持たせて解釋する立場と直接的には法的効力を否定する立場とがあり、そうした學說について以下述べてみることにする。

M. Prélot は、「前文を立法者の立場から解釋すれば、道德的意味以外のなんらの他の意味をも理解しえない」としている。しかし憲法上の權利の性格の面から考察することによつて「しかしつぎの事實は認める。すなわち裁判において前文の効力は、積極的權利の規定として再びわれわれの前に現われる」と述べている。(4) M. Prélot の見解によれば、憲法前文は、そのままでは道德的意味以外なんらの意味を持つものではないが、この規定をめぐつての事件が一度裁判上において取り上げられるや、憲法のこの規定は國家の司法權を拘束するから、結果的には憲法前文の規定それ自身直接的に効力を持つのと同樣であるという。M. Waline は、憲法前文について「その規定は、爭議權についての憲法上の性格を與えたものである。そこで以降立法者は、具體的立法に手をつけようとするならば、その立法過程において前文を見逃すことはできない」とし、

國家の立法作用に對しても爭議行爲を保障する前文の規定が制約を與えることを認めている。すなわち結論として「憲法前文の規定は、勞働者の權利を具體化しようとする法の設定において、その立法過程に作用し、立法行爲を規制する」としている。[5] また M. Laferrière や M. Burdeau などによると、憲法前文が通常の具體的立法と異る點を指摘し、具體的立法にみられるような積極的權利を規定しているものではないとしている。[6][7] それにもかかわらず、學說の推移においては憲法前文中にその具體的權利としての効力を直接探し出そうとする努力が續けられた。Hauriou は、憲法が爭議權を保障していることに新しい法的要素のあることを認めつつ、この新しい要素は、從來から判例、學說の一部のなかに認められるものであると指摘し、その要素が、個人の自由とか權利とかを超えて社會的に存在する多數の利益 (intérêt majeur) であるとする。[8] 憲法前文のなかに新しい法的要素すなわち團體法的特殊な性格を認めようとする考え方は漸次進展し、Durand は爭議行爲という勞働者の團體行動が、憲法という原則法の條項中においてその團體的性格を法的なものとして認められながら保障されるに至つたことを明確に指摘している。かつ右の點が、爭議行爲を爭議權として確認する所以のものであるとする。そして教授は、右のように爭議行爲の團體的性格を法的なものとして認め、これに社會權として特別の權利としての性格を認めたとしても、そのことが長年月にわたつてフランス人民により獲得鬪爭のつづけられてきた他の自由權と矛盾するものでないと述べている。[9] Durand の指摘しているように問題の焦點は、單に憲法前文が積極的、具體的權利とその効力を認めているものであるかどうかということよりも、それ以前にその權利のうちに新しい團體的要素が認められているかどうかということを考えてみなければならないであろう。憲法は、國家と國民との法的關係において、國家權力が、より具體的にいえば國家の司法權、立法權、行政權がどのような內容と形および範圍において國民の行動に關しこれを規制し得るものであるかについて定めている。かくて爭議權の社會權としての團體的要素いわゆる二〇世紀的性格が、憲法に保障されていると理解することによつて、その新しい要素もおのずから國家の立法、行政、司法の各權能に影響を與えてくることになる。こ

こに争議権保障の意義があるわけで、これを解釋の場合にどう生かしてくるかが重要である。つまり争議権のなかにみられる社會權としての團體的性格を最初に論ずることなくして、その規定の意味を理解しようとしても無意味であり、一度これを理解した以上その規定の意味を立法、行政、司法を通じてどう實現するかがフランスにおいて必要とされることである。フランスにおいてはこの點憲法の尊重が、比較的重要視されているがため、そのなかで定められている法概念の決定がなによりも最初に必要であり、一度決定されるや問題はおのずから解決してゆくことになる。そこで J. Rivero et J. Savatier は、その共著のなかでつぎのように述べている。すなわち「憲法前文についていえることは、争議権が積極的な権利である。しかしその内容は社會權であること以外に憲法の規定のみではかならずしも明確なものではない」とし、そうだからといつて「立法および司法の面において立法者および裁判官は、憲法の争議権保障規定を無視してこれを制限するような立法ないし判決をしてはならない」と述べている。(10)

ところで争議権の事實上の内容は、それが對象とする争議行爲により決定されることになる。争議行爲という場合、フランスの長年月にわたる組合運動が、フランス特有なものとしてこれを決定しているわけであるが、これについては、後述することにする。

三　既に述べた争議権が憲法により保障されているのは勞働者一般についてであるが、特殊な勞働者についてその保障はどうなるのかについて簡單に觸れ、争議権の権利構造の一面をみてみることにする。

一八六四年法の原則からするならば、公務員勞働者の争議行爲の自由は、それらの勞働者が「公の下僕」であることを理由として認められるべきではないとの結論も容易に引き出せるところである。しかし一九四六年の憲法成立後においては、公務員といえども勞働者であるから、それら一部の者といえども勞働者一般に認められた勞働基本権の享受に缺けることがあつてはならないとの考え方が支配した。そこで公務員勞働者についての争議権は、警察官吏および消防署員に禁止されて

いるにしか過ぎず、他の公務員については、その爭議行爲が公共性、公益性の立場から中止されることが適當であるとみられた場合にのみ政府によつて禁止される。すなわちあらゆる勞働者が、爭議權の保障を受けているのが、フランスにおける爭議權保障の現實である。なお特殊な勞働者についての爭議權は、他日なお稿を改めて論じてみたいと思つているので、ここでは省略して簡單に述べてみた。

（1）宮澤俊義、フランス共和國憲法、國家學會雜誌第六三卷第七・八・九號五八頁以下參照。
（2）以上の憲法の譯文はつぎのものによる。勞働省勞働統計調査部編著「外國勞働法全書」
（3）J. Hulster, op. cit., p. 26.
（4）M. Prélot, Précis de droit constitutional, n° 249, p. 335.
（5）M. Waline, Note citée ci-dessus sous arrêt Delaene, 1947.
（6）M. Laferrière, Manuel de droit constitutional, 2e éd., p. 963.
（7）Burdeau, Traité de science politique, III, n° 55.
（8）M. Hauriou, J. O., debats C. R., 1950, p. 380.
（9）P. Durand, Les effets de la grève sur le contrat de travail, Droit social, déc., 1948.
（10）J. Rivero et J. Savatier, Droit de travail, 1956, p. 172.

四　爭議行爲の性格とその規制

一　フランス法における Laissez faire, laissez passer の理論的自由は爭議行爲の法概念にも浸透し、その結果一八六四年法は、爭議行爲を個人意思の自由な並列（juxtaposition）の場合にのみ許し、集團的ないし組織的現象としての性格をそのうちにみいだしてくることはしなかつた。(1) 自由の法思想が、フランス人のなかに強く支配していたために市民法的自由人の意識が勞働者階級のなかにも流れた。そして右の法思想と意識が激しい社會運動によつて洗われていつた場合、そこに

おのずから生れてきたものは勞働者連帶（solidalité）の概念である。勞働者間および法律内に集團的意識が全面的に取り上げられる以前に、個人思想と自由人とを基盤とした連帶意識が浮かび上り、これが支配したということは市民法的個人意識の強さが物語られるとともにそれがいかに高度のものであつたかがうかがわれる。すなわち Laissez faire, laissez passer の原則が強くみられるなかにおいて、勞働者の階級的集團的人間像が認識されず、かえつてその市民法的個人中心の性格が捨て切れなかつたところに連帶概念の生れてくるに至つた原因がある。もちろん組合運動が展開されたということは、多少なりとも勞働者の階級的集團的意識がみられることを意味しているが、そうしたものが、勞働者間一般に支配し、他の市民法的思想に優位するに至つたとみることは、初期フランス勞働法についていうことはできないであろう。

連帶的意識と相まつて階級的集團的意識が支配するに至つたのは、組合運動が激しく展開され、勞働者が當時における總資本の根強さを認識してから後のことである。すなわち集團による爭議行爲（grève sus la tas）が、フランス社會において數多く繰り返されたことによつて、連帶的意識と階級的集團的意識とが併存し合いながら爭議行爲の思想的支柱を形成した。

フランスの爭議行爲のなかには、その政治的目的を持つものが比較的多くみられるのであるが、これもフランスにおける爭議行爲の特色ということができよう。右の現象は、既に述べたようにフランスにおいてその政治活動が比較的盛んであつたことから生れるに至つた現象である。同時に當時の勞働者としては、支配階級のものとしての國民議會および政府などに對し勞働者の意思を直接に表明するとともにその具體的實行を促すための集團的活動ないしなんらかの他の手段の必要性を近代的政治制度とは別に認めようとしていた。この具體的現れが、政治目的を持つた爭議行爲であり、勞働者はこれによつてのみ自分達の利益を守り得ることを明確に認識していたがために、いきおい政治的ストライキはフランス勞働運動において重要な地位を占めた。また既存の政治制度に對し直接實力行使を行い自分達の意思を表明するばかりでなく、ある場合に

おいてはこれに反抗する態度に出ながらも、他面においては組合指導者が、常になんらかの政黨色を持つていたことも見逃すことのできないことである。このような傾向は、フランスにおける爭議行爲に場合によつて政治的色彩を色濃く折り込む要因となつた。そこで爭議行爲を目的の面から區分して經濟的爭議行爲および政治的爭議行爲、すなわち la grève professionnelle と la grève politique と區別することが、フランスにおいてもなされる。政治的爭議行爲の問題はフランス勞働法において重要な問題としての地位を占めるものであるが、これについてはなお節を改めて考察することにし、ここではフランスにおける爭議行爲が、沿革的にいつて政治的色彩を帶び易く、政治性を持つた爭議行爲が、爭議行爲の概念中に根強く浸透していることを指摘するに止めよう。

法律上爭議行爲を取り扱う場合、やはり問題になるのは、爭議行爲の概念決定であり、取り上げられた行爲が爭議行爲であるかどうかということである。そこでフランスにおいては、その爭議行爲が違法であるかどうかということよりも、爭議行爲があつたかどうかが最初に問題となる。またそこにみられる概念決定も、事實からなされる概念決定であり、勞働者による使用者への壓力行爲としての社會現象が行われたかどうか、かつその行爲はフランス勞働運動の沿革からみて爭議行爲という事實上の概念に適合するかどうかが判斷の對象とされる。事實上の概念決定において爭議行爲が認識されることになるとその概念決定は直ちに法的概念決定として取り扱われる。つまり現象した事實ないし行爲をまず爭議行爲という事實上の範疇に照らし、そこに爭議行爲といわれるものがあるとするならばそれが直ちに法概念に轉化して考察される。一度行われた行爲が、爭議行爲と概念決定されるや、その行爲は爭議權の行使であるから、適法か違法かという問題よりも、爭議權の行使において權利の濫用があつたかどうかということが問題として取り上げられてくることになる。[2][3] 爭議行爲の事實上の概念決定は、フランスにおけるその沿革的特殊性を考慮して行われ、たとえば政治性を持つた爭議行爲といえどもそれが「勞働者の集團ないし同一職業の人々の利益となり、その要求が可能であると一般的に考えられる經濟的要求を持つた勞働

の停止ないし阻止」である以上争議行為であるとする判断に到達する。(4)

法律上問題となる二三の争議行為についてそれが争議行為であるかどうかを考察し、右に述べた論述に補足を加えてみることにする。まず取り上げてみなければならないのは部分的争議行為（grève partielle）である。部分ストライキは、労働の停止が一部の労働者の意思によるか組合意思によるものであるかを問うことなくフランス法においては争議行為とみられ、正常な争議権の行使である。もつとも一部労働者の意思による部分ストは、重過失を構成する場合が多く、その責任を問われる。たとえば三人の労働者が警察によつて逮捕されたために、一部門の労働者がそれに抗議する目的で工場内で、労働の停止を行うというような場合、重過失を構成することになる。もつとも一部労働者の争議行為といえどもそれが使用者に對する純粋の經濟的要求によるものであるならば重過失を構成しないとみられている。(5) 連帶的争議行為(grève de solidarité)ないし同情ストもまた争議行為であるが、時によつては重過失を構成する。たとえば國營企業の特殊な労働者が同情ストを行うことは公共の奉仕者であるそれら労働者の一齊勞務停止が當然に國民生活を脅す結果になるという理由によつて權利濫用となり重過失を構成する。(6) grève perlée は、企業ないし工場のなかにおける生産の一般的な停止あるいは一部門における生産の減少を意圖する争議行為をいうのであるが、現實的には機械を動かすことないしその他の營利活動遂行上のサボタージュおよび第一次資材ないし原料の破壞、搬入の拒否などによつて引き起される。部分ストライキも廣い意味として理解するならば右の争議行為中に含まれることになるが、いずれにしてもこれは争議行為とみられる。ただ平時と變ることなく生産手段に結びつきながら、労働者の要求を貫徹しようとするものであり、場合によつては所有權や使用者の經營行為を侵害することがいちじるしい場合もある。そこで争議行為であり、争議權の行使であろうとも餘り行き過ぎて他の權利、とりわけ所有權を侵害した場合には權利濫用となる場合があり、こうした事件には不法行為責任も、労働者および組合に生れてくることになる。(7)

二　争議行為を規制する法律および制度について一瞥するならば、一九五〇年二月一一日法第五條が「すべて労働争議は、かならずかつ直ちに調停の手續に付されなければならない」と規定する。この規定によつて強制調停制度が確立するという結果になつたのであるがもし調停不成立の場合には、仲裁へ事件を送ることができる。この仲裁制度は任意制度であつて、労働協約において仲裁申立手續を定めているかあるいは關係當事者の合意にもとづいて申請のなされることが必要である。(8)裁定の結果に對しては、労使おのおのが、高等仲裁法院に異議申立をすることができる。(9)なおあつ旋制度については、一九五五年五月五日および六月一一日の兩法が規定し、あつ旋制度を設けている。

ところで問題は強制調停制度について、これと争議權との關係をどう理解したらよいかということで、強制調停制度に違反した争議行為すなわち調停を申立てないで争議行為に入つた場合、この争議をどう法律上みるかということである。なお強制調停制度については、不出頭に對する制裁のほかその違反に對してなんらの制裁規定もない。ここに制裁規定の缺けていることから一九五〇年法の立法上の不手際さを批判する考え方もあるが、事實右の強制調停制は、その運用面において餘り嚴格に適用されていない。(10)破棄院は争議行為の資本制社會における必然的發生を認め一九五〇年法第五條の適用に當つての解釋としてつぎのように述べている。すなわち争議行為を行う前に調停を經なければならないという法的義務があるが、その法的義務は争議行為を行う前にはかならず調停手續を踏まなければ、争議行為の法的性格が變るというようなものではない。もし法律が、その義務の履行を絶對的に要請しているとするならば、なんらかの制裁規定のあることが必要であり、これのない右制度に關する規定は、効力を左右する規定とはみられない。かくて破棄院は、かりに争議行為を行う前に調停手續を踏むことが義務づけられているとしても、法は調停前置主義をその力によつて強制してまで實現しようとしているのではないから、同規定違反の争議行為が、かならずしも直ちに違法であると結論することはできないとしている。しかしなお適法であるための條件として、調停をしていたならば、労働者の意圖する争議行為の目的が實現できないという緊急性の

みられることが必要である點も指摘しているのである。[11] そして逆にその緊急性がみられない場合には違法性が成立するとみているのである。[12]

（1） J. Rivero et J. Savatier, op. cit., p. 171.
（2） Gerard Lyon-Caen, Droit du travail, 1955, p. 103.
（3） M. Amiaud, Cours de droit du travail, 1953-1954, p. 906.
（4） Gerard Lyon-Caen, op. cit., p. 103.
（5） Cas. civ., soc., 28 juin 1951, Droit social, 1951, p. 532.
（6） Cas. civ., soc., 21 juillet 1951, Droit social, 1952, p. 117.
（7） J. Hulster, op. cit., p. 52.
（8） 一九五〇年二月一一日法第九條、第一〇條。
（9） 同法第一二條、第一四條。
（10） J. Rivero et J. Savatier, op. cit., p. 209.
（11） Cas. civ., soc., 28 octobre 1954, Droit social, 1956, p. 222.
（12） Cas. civ., soc., 14 octobre 1954, Droit social, 1955, p. 162.

五　争議權と政治的ストライキ

一　既に述べたように政治的争議行爲は、フランス勞働運動史上しばしば行われ、フランスにおける争議行爲中の特色を示しかつそのなかにおいて重要な地位を占めている。それにもかかわらずフランス勞働法において、他の争議行爲に關する問題の多くは、なお研究すべき性質を含んでいるとはいえ一應結論が引き出されているが、政治的争議行爲については、いまだ十分にその結論が生れているとはいえない。それというのも勞働法學上争議行爲を經濟的目的のみを持つたものに限定し、それについて研究し、理論を打ち立てるということが勞働法に與えられた任務であるとする考え方が支配していたため、

爭議行爲に關する研究が經濟目的のみを持つた爭議行爲に限定されていた結果にほかならない。しかし勞働者の動きは、その限定を打破して推進され、政治的ストライキはフランス勞働法において重要な役割を演じてきている。一九四六年憲法成定以前において政治的ストライキが非常に多かつたとはいえ前述した考え方によつてこれを法外に設置していたのであるが、團結權と爭議權との憲法上の保障は、勞働法學者をして從來の態度を變更せしめるとともにもう一度勞働法上の爭議行爲として考えさせる契機を生んだ。それとともに一九五一年から五二年にかけて政治的ストライキは頻發し、大きな勞働法上の問題とならざるを得なかつたので、最近に至つてはこの現實的要請からしても政治的ストライキの研究は促進されざるを得なかつた。

最初破棄院は、政治的ストライキは政治的秩序の改革を意圖する爭議行爲であり、これを法律上適法視することは政治の原則に反するとした。すなわち社會經濟的關係を基盤とし、そこから生れてきた組合組織が、政治制度のなかに侵入し、政治關係に影響を與えてゆくということは許されるべきでないとしたのである。ところで後述するように政治的ストライキといつてもさまざまのものがあるわけで、純粹に政治目的のみを掲げる爭議行爲、たとえば北大西洋條約反對の爭議行爲や、その主たる目的は賃金および勞働時間の改善にあるが、その目的を達するためには、時の政府に對する勞働政策への抗議と改善とを合せて要求している爭議行爲というように、政治的ストライキを一概に規定づけることはできないわけである。破棄院はこの點政治的意圖のみられるあらゆる爭議行爲を否定していたのである。

ところで政治的ストライキの問題が法律上具體的に取り上げられるのは、一九五〇年二月一一日法第四條の「爭議行爲は勞働契約を破棄しない」との規定の解釋と適用をめぐつてである。つまり政治的ストライキは、同條項でいう爭議行爲に含まれるのかないしは該當するのかという問題として取り上げられてくる。(1) もちろんその刑事責任も問題とされるが、この問題は政治的ストライキが憲法で保障されている爭議權の行使とみられるかどうか、そして政治的ストライキを行う自由が、

國家の権力によつて侵害されてはならないかどうかという形で問題となる。しかし政治的ストライキが、一九五〇年二月一一日法第四條でいう争議行爲に含まれるとするならば、當然憲法で規定する争議権の行使がそこにあつたものと判斷せざるを得ない性質のものであり、いわばその結論は、フランスにおいて一方が解決されるならば他方も當然解決されるという性質のものであろう。

二　純粋に政治目的のみをもつものであれ、また經濟目的を主目的としているものであれ、政治的ストライキの共通の性格は、團結と争議行爲とによつて國家の政治ないし政策の動向に壓力を加えるという政治的要素を持つことである。ところが近代政治社會は、國民の投票權あるいは代表權を通じてのみ政治を左右しその動向を決定し得べきものであるとの原則を取つており、フランス憲法は、以上の原則に從い政治に關する基本的制度を規定している。右の原則が憲法に規定されていることから、この考え方に固執するかぎり政治的ストライキは、憲法の枠外すなわち保障の枠からはみ出し押し出されてしまうことになる。高等仲裁法院は、ほぼ右の考え方と同様な立場に立ち、争議行爲と勞働契約との關係について經濟的な争議行爲においては勞働者がその争議行爲終了後においてなお同一職場に就業し、賃金を得ようとしているからこそ、それら勞働條件の改善を要求して争議行爲に入るのであるから勞働契約の停止があるとみられるのである。しかし政治的ストライキの場合には右のような經濟的要求がないから、争議行爲終了後なお同一職場に働こうとする勞働者の意思は、經濟的意圖のないことからそこにみられないが故に、政治的ストライキは勞働の停止ではなく勞働契約の破棄を結果することになる。(2)なお争議行爲の沿革的意義からしても、經濟的目的以外の争議行爲はフランス勞働法のなかにおいてみられず、一九五〇年二月一一日法第四條でいう争議行爲がその沿革的意義を十分に汲み取つたものであることから、その解釋において沿革的性格を無視して結論を出すことはできず、政治的ストライキが同條でいう争議行爲といわれる理由はないとする。こうした考え方に同調し、一九五〇年法の立法過程からしてその立法者の意思および立法目的などをみるならば、傳統的經濟目的の争

議行爲に限つて法律はこれを認めようとしていることは明らかであり、立法過程の論議および立法意思のなかにこうした意圖の明確に汲み取れる限り、政治的ストライキを否定する學說も生れてくる。[3] しかしこれらの考え方のなかには、政治的ストライキが企業の活動を破壞するものであること、そしてその要求が企業内においてどうにも解決できる性質のものでないことなどを指摘し、この點を考慮し、政治的ストライキを否定するものがある。[4] しかし既に指摘したように、フランスにおける爭議行爲は、政治的性格を多分に持つという點がその沿革的なものとして把握されるのであつて、法律がかつてその沿革的性格を反價値的なものとして切り捨てて經濟的目的を持つた爭議行爲を法律上唯一のものと規定づけ、それが法律上の概念となつてしまつたとはいえ、眞の沿革ないし事實はまさにその逆といわねばならない。そこで政治的ストライキを否定する考え方のなかで最も有力視されているのは、政治的要求が企業内で解決できる問題ではないという理由にもとづく否定論であるが故に、もう一度政治的ストライキについてその目的と行爲全體を分析しつつこの否定論を考察してみなければならないであろう。

政治的要求といつても、その範圍は廣く多種多樣であることというまでもなく、要求が國内政治に關するものばかりでなく國際政治に關する要求もあるといわねばならない。反戰スト、再軍備反對スト、警察がデモ中の勞働者を逮捕したことに對する抗議スト、國民議會の新議長就任に對する反對ストというように主として國内問題に關する要求もあれば、既に述べた大西洋條約反對ストというように純粹に國際政治上の要求もある。また目的の性格面からは、純粹に政治目的を持つたものと第一次的には經濟目的を持ち、第二次的に政治的性格を持つた爭議行爲とに區別することができる。

勞働法典前編の第三編第一條（一九二七年二月二五日法）は、「職業組合は專ら經濟上、產業上、商業上および農業上の利益の擁護を目的とする。」と規定しているが、この規定から明らかなように團結權は、その經濟上の利益を守ることを目的として結成され、また爭議行爲も當然經濟的目的を持つものに限定されることになろう。なお第五四條は、第一條違反に對す

る罰則を規定し、第一條違反は、その組合の指導者および管理者に對して訴追され、一六フラン以上二〇〇フラン以下の罰金に處せられる旨定めている。これらの規定をそのまま理解するならば、およそ政治的ストライキの合法性は結論されうべくもない。[5] しかしこの法律にみられる職業組合（les syndicats professionnels）は、その概念の範疇において團結體と全く一致するものであるかどうかかならずしも斷言できないし、憲法の團結權保障をくぐつて右の規定が、その解釋に變化をおよぼさなかつたかどうか、また經濟的目的を主目的とした政治的ストライキも右の規定により違法となるのかどうかというような點をめぐつてなお問題は殘る。

G. Lyon-Caen は、「經濟的な爭議行爲といえども政治的性格を持つ場合がある。これが近時における資本制經濟社會の特色であるともいえる。かつ政治的な爭議行爲は、フランス勞働運動史のなかにおいて重要な地位を占め、やがてそれは爭議行爲の概念中にいつのまにか含まれるに至つた」[6]と述べ、經濟的目的が主となつているならばたとえそこに政治色が含まれるとしてもその爭議行爲はいわゆる法律上の爭議行爲であり、適法であるとしている。M. Charlier は「現在においてあらゆる經濟的爭議行爲は同時に政治的な爭議行爲である。そして政治的な爭議行爲は勞働者の經濟的要求を內含していることがほとんどである。歷史的にみても政治的な爭議行爲は多くの例としてわれわれの前に現われている」[7]と述べ、G. Lyon-Caen と同樣政治的ストライキを法律上の爭議行爲の中に含めて理解する立場を取つている。右にみた各主張は、近代資本制社會における經濟的目的と政治的目的とがいかに密接な關連性を持つものであるかを理解し、一つの經濟的目的を實現するためには、その背後にある政治的なものの解決が必要であることを示している。そのためには主目的は經濟的なものであろうともそれに到達するために政治的手段に直接訴えることを認めている。ここに現在の經濟活動は、その利益の歸趨はいざしらず、私經濟（l'économie privée）と公經濟（l'économie publique）とが混成したなかに兩者が互に依存した形で繰り擴げられ、それを支えている有力な一つのものが政治であることを否定することはできないであろう。勞働法典前編の第三

編第一條が、いかに爭議行爲を職業的目的すなわち經濟的目的をもつたものに限定しようとする法意であるとしても、經濟社會の推移には如何とも抗することができず、その概念を漸次擴げなければならないことになつた。かくて學說は、純粹に政治目的のみを掲げた爭議行爲を除いて他の政治的ストライキの合法性を認める傾向にある。

三　しかし判決はかならずしも學說に同調するものではなく、憲法成立以前において裁判所のすべては政治的ストライキの違法性を宣言していた。すなわち「爭議行爲は、それが職業上の性格ないし目的を失うに至つたとき、その正當性も同時に失うことになる」[8]とか、「いままでの判決は、政治目的を掲げて行われる爭議行爲は、權利の濫用であると考えることに一致している」とかいう考え方ないし主張が支配していた。右の裁判所の動向は、憲法成立により多少の變化をみせ、下級裁判所のあるもののなかには政治的ストライキの合法性を認めるものが出てきた。すなわち一九五一年六月のチュール裁判所は、事件として取り上げられた爭議行爲が、純粹に政治的目的のみを持つものでなく市長排斥の背後には、その政策變更による自己の經濟的利益の向上が意圖されておるとし、經濟的目的が十分にみられるから法律上の爭議行爲であり、勞働契約を破棄しないと判決した。[9]この判決は、政治的性格をもつている經濟的な爭議行爲を法律上の爭議行爲であると認めることにおいては最初の判決であるが、なおつづいて「一九五〇年二月一一日法以來裁判所は、もはや爭議行爲の目的および動機がなんであるかを探究する必要はなくなつた。專ら爭議行爲の場合において、企業の利益を妨害し、使用者に壓力を加えようとする明確な意圖を個人個人の勞働者に認定し、そこに重過失があるかどうか」を決定すればよいとし、重過失の認定に問題の焦點を向けるに至つた。重過失については「勞働者個人個人が行つたあらゆる行爲を考察し、そこに人命、物資、商品などの保持、保善に必要とされる處置が拂われたかどうか、その處置をすることを使用者に拒否したかどうかによつて決定される」[10]としたのである。しかし右の判決における疑問は、重過失に問題の焦點をしぼつてよいかどうか、いいかえれば目的、動機を全く無視してよいものかどうか。そこで Durand は、あらゆる爭議行爲についてみれば、市民法上から生

れた重過失はなんらかの形でそのなかにみられるのであるが、重過失という以上その結果の現象面にのみとらわれることなく、そこにおける目的なり動機なりを十分考慮して決定しなければならないと批判する。

破棄院の態度は、下級裁判所に比較し非常に愼重であり、憲法成立前ではあるが一九四一年重要な判決を出している。その事件はメーデーの示威行進に參加しなかつた勞働者に對し組合が制裁的意味から除名處分を行つたという事件であり、直接爭議行爲の問題ではなかつたが、組合活動の限界を示し、當然政治的ストライキについて考慮されてくることとなつた。そして焦點は、示威行進に參加することが組合本來の目的であるかどうかということで、破棄院は勞働法反對のための示威行進が政治的性格を持つ組合運動であり、組合運動がよつて立つている法秩序の打破を狙うものであるからして、これに參加しなかつたといえども制裁を受ける筋合ではないとした。破棄院の組合運動に關する右のような限定的判旨は、政治的ストライキの概念決定にも影響することになり、一九五一年六月二八日の判決においては政治目的を持つた集團的勞働契約履行の停止に重過失を認め、一九五二年二月二一日の判決においては知事に對する抗議デモのために工場の操業停止をしたことについて、本來政治力のみが行うべき行爲に組合が參畫するものであつて重過失を成立せしめるに十分であると判示した。破棄院の右のような態度と步調を合わせて、國民議會は、政治的な爭議行爲が違法であるとの立場を取つた。一九五〇年二月一一日法の成立の時における議長 M. G. Bidault は、政治的な爭議行爲を除いて、あらゆる他の爭議行爲が、重過失を成立せしめないとの立場から第四條を立法した旨を述べている。(11)

裁判所の判決の多く、および一九五〇年法の立法意思などが、あらゆる政治的ストライキを否定しようとの立場を取つていることから、フランス法曹界においては一應の結論をみることができるのであるが、裁判所の一部や學說の多くはかならずしも右の立場に同調するものでないこと既にみた通りである。そこで政治的ストライキの問題は裁判所においてもなお殘された問題といえるのであるが Durand や Boitel などが指摘するように、政治的ストライキがフランス勞働運動の歷史

において、爭議行爲の概念のなかに根強く浸透していること、そして概念としてはその一部分を構成していること、および現代社會の經濟構造と政治との關連性の密接であることなどを考慮し、一概に否定し去るべきでなく、學界から司法機關に對し再度の檢討が要請されているのである。(12)

(1) P. Durand, Le régime juridique de la grève politique, Droit social, 1953, p. 22.

(2) Conclusion devant la cour supérieure d'arbitrage, Droit social, 1939, p. 199.「政治的ストライキは、國家秩序に對する反抗および侵犯の態度を取る。またそれは法律に對しても、正しい政府に對しても同樣な態度を取るものである。政治的ストライキは、なんらかの他の正當なものの侵害を隨伴することなくしては行われない。……それは革命的行爲というべきである」から政治的ストライキは法の枠外のものである。

(3) P. Durand, op. cit., p. 23. ただし Durand は、右の立場を紹介し批判しているのである。

(4) こうした結論を導くに至ったその背後にある考え方のなかには、爭議行爲を脅威の目でみていた人々の考え方がある。たとえば L. Josserand はつぎのように述べている。

「あらゆる場合において、爭議權が他の權利の上に位置することによって、一つの神聖なものとして侵すべきでないとの考えがあるが、その實反面においては反社會的であり、强烈なものであり過ぎる場合がある。……爭議行爲の力は强大である。そしてその行使はよき自覺のもとにおいて行使されなければ經濟社會を轉覆せしめることになる。」

右の考え方が、フランス私法學者のなかに常に潛んでいたことは否定できない。

(5) P. Durand, op. cit., p. 28.

(6) G. Lyon-Caen, op. cit., p. 104.

(7) M. Charlier, Le droit constitutionnel de grève, J.C.P. 1947, I, p. 729.

(8) Cas. civ., Troyes, 30 mars 1951.

(9) Cas. civ., Chaumont, 25 juin 1951.

(10) Cas. civ., Tulle, 25 juin 1951.

(11) J. O. Ass. nat. Déb. Parl. 1950, p. 158.

(12) P. Durand, op. cit., p. 32. Boitel, Droit ouvrière, 1952, p. 293.

六　爭議行爲と法的責任

一　普通刑法の立場からすれば、爭議行爲が犯罪構成要件に該當する行爲を伴うことはしばしばみられる。(1) かつてフランス刑法中から爭議行爲に適用された犯罪は、脅迫罪（Menaces, art. 305-308）、侮辱および暴行罪（Blessures et Cops volontaires, art. 309-315）、不法逮捕および監禁罪（Arrestations illégale et sequestration de personnes, art. 341-344）、住居侵入罪（Violation de domicile, art. 184）、公務執行妨害罪（Opposition par voies de fait à la confection des travaux autorisés parle gouvernement, art. 438）などの人それ自身に關する法益侵害行爲および窃盜罪（Vols, art. 379-401）、掠奪罪（Pillage, art. 440）、建物および器物損壞罪（Destruction de edifices, constructions, explosion de machines à vapeur, art. 437）、國家の防衞行爲に對する妨害罪（Sabotage de matériel ou fournitures destinées à la défence nationale, art. 76）などの主として財産に關する法益侵害の犯罪行爲である。最初爭議行爲は、それに隨伴する行爲が右の犯罪のいずれかに該當する場合には直ちにその刑事上の責任を問われるものとされていたが、それでは實際上爭議行爲が禁止されているのと同樣であり、爭議行爲を行うことが法律上不可能なことを意味していた。そこで刑法第四一四條は、「いかなる者といえども賃金を上げたり下げたりもしくは勞働および産業の現實的自由を妨害する目的で、勞働の具體的停止を行ったり誘ったりするために他の者に對して脅迫ないし詐術を用いた場合には、六日以上三年の禁錮もしくは二千フラン以上三六萬フランの罰金中いずれかに處せられる」と規定し、刑事責任を問われる對象が、「勞働の自由および産業の自由を妨害するものである」行爲およびこれを「脅迫ないし詐術」で他人に行わせる行爲とに限定されることになつた。刑法第四一四條は、爭議行爲を特別犯罪として規定し、勞働および産業の自由を犯すから犯罪を構成するとする。人間の自由を拘束することが、最も不當視されているフランス法の流れは、爭議行爲が勞働の自由および産業の自由を侵害することを理由として、それに對する制約を

最も如實に勞働法の場に現わしてきた。判例とりわけ破棄院判決は、右の原則すなわち勞働の自由の有無を中心としてつぎの點を考慮しつつこの特別犯罪の成立を檢討し、爭議行爲の限界を畫することを意圖する。

(1) 各行爲について、それが結果の面から犯罪構成要件を充足し、勞働の自由を現實的に侵害しているかどうか。

(2) 結果した犯罪行爲と勞働の具體的停止との間において因果關係がみられるかどうか。

(3) 勞働の停止の場合において、その目的とされているものが、組合の力による勞働條件の改善を意圖しているものか。それとも單に勞働の自由ないし產業の自由をいちじるしく妨害するものであるのかどうかという點を、事實を檢討しながら考察してみること。

(4) 爭議行爲を行うに當つてその動機とみられるものに違法な勞働者の意圖がみられるかどうか。(2)

つまり判例としては、構成要件充足の行爲を單に結果した現象面からのみみようとするものでなく、侵害の程度と行爲の手段 (violences et voies de fait) を中心として檢討しながら構成要件に該當するかどうかを考察しようとした。しかし右の犯罪行爲は、集團の行爲として行われるという特色を持ち、集團行爲として行われたものに個人の刑事責任を追究することが妥當であるかどうか。たとえ爭議行爲のなかに犯罪行爲が認められたとしても、集團行爲の一環をなすものである以上、刑事責任を個別的に認めることは不適當といわねばならない。(3) 他面違法性の認識からしても、そうした集團行爲に參加する勞働者のなかに違法性の認識があつたといえるかどうかという困難な問題が生れてきた。ましてや一八六四年法以來爭議行爲の自由が認められているのであり、違法性認識の問題はこの點からも非常に難問を含むものといわねばならない。

ところが憲法前文によつて爭議行爲の自由が爭議權として保障されたことにより、右の問題は一應解決に達したわけである。既にたびたび述べたように、爭議權として憲法に保障されたことにより爭議行爲を行うことは權利の行使として考えられ、權利の行使であるからは刑法上違法性はないといわなければならない。かくて違法性のないところに刑事責任が追究さ

れるべきでないということである。他面憲法は、國家と國民との間における權利關係を具體的に規定しているのであるが故に、爭議行爲の場合に發動される國家の司法權は、憲法の爭議權保障規定を無視してはならず、同時に爭議行爲についての刑事裁判において、爭議行爲の適法性はその前提において考慮されているとみなければならない。

爭議行爲が爭議權の權利行使とみられることによつて、なおそこに殘つている刑事責任の問題は、權利の濫用があつたかどうかということである。もし權利の濫用があつたとみられる場合には、犯罪構成要件充足ありやいなやが檢討され、普通刑法の適用を受けることになる。

フランスにおける右の問題についての權利濫用の有無は、行爲および目的から考察される。爭議權の行使といわれる行爲のなかに餘りの行き過ぎがあつた場合、たとえばいちじるしい暴力行爲が伴い、それが明らかに爭議權の行使としては逸脫行爲であり、他の權利との均衡を失つている場合に濫用といえる。(4) ここで生產管理（occupation de usines）については、それがフランス法のなかに占める位置を持たないこと、フランス市民法の原則といちじるしく矛盾するものであり、所有權との均衡が破れることを理由に權利濫用を侵した不法な爭議行爲であるとする。(5) もつとも普通の爭議行爲に伴つてたまたま工場占有が行われた場合には、權利の濫用ではなく、不法な爭議行爲とはみられないとするが、このような場合にもなおどこまでも權利の濫用とみることによつて、刑法典を適用し、第四八四條の適用はまぬかれないとする立場もある。(6) つぎに目的の面から權利の濫用が判斷される場合もあり、爭議行爲の目的が、勞働條件の改善になんらの關連性もないものであるとか勞働の自由および產業の自由を根本から否定するような爭議行爲、たとえば純粹の政治目的を持つた爭議行爲は權利の濫用行爲であると考えられている。

右にみた場合のほか、裁判所においては、勞働の自由が非常に重視され、勞働者の自由意思に反してたとえば脅迫、詐術を用いて爭議行爲を行つた場合には、なお刑事責任をまぬかれないとする考え方が支配している。この裁判所の立場は、脅

迫および詐術の行爲が明確に認識され、勞働の具體的停止によつて勞働條件の改善を意圖しようとする意思が、勞働者にみられない場合に適用される。かくてフランス勞働法においては、その刑事責任は、權利の行使であるが故に違法性はみられず、その責任は追究されないという法論理を取るのであるが、そのなかにあつて勞働の自由侵害の有無は、違法性の問題にからんで重要な地位を占めつつ考慮されている。

二　爭議行爲は、使用者に對して重大な損害を與えるのみならず、一般大衆に對しても大きな影響を與えることになる。そこで爭議行爲にみられる民事上の法的責任は、勞働者と使用者との關係、勞働者、使用者、第三者との關係に區別して考察されなければならないであろう。

既に述べたように爭議行爲中における勞働者の法的地位は、爭議行爲が勞働契約を破棄するのか、それとも勞働契約における勞務の提供を停止するのかについて相對立する立場間の論爭をめぐつて沿革をたどつて考察してきた。この論爭は、一九五〇年二月一一日法により一應終止符をうたれたのであるが、同法第四條但書は「勞働者の責に歸すべき重大な過失がある場合はこの限りでない」と規定し、憲法で保障する爭議權行使の限界を定めている。この規定は、單に勞働契約に適用されるのみならず、他の契約關係たとえば徒弟契約（Contrat d'apprentissage）や家內勞働（Travail à domicile）の契約などにも廣く適用され、重要な規定となつている。ところで第四條但書は、爭議行爲の場合勞働者が重過失（la faute lourde）を犯したときは勞働契約の破棄があること、すなわち使用者が再採用の通知を出すまでその勞働者は解雇された狀態にあることを意味している。ここで重過失とは、正常な行爲および擧動をなし、かつ通常の注意力を持つた人がなすであろうと豫想される行爲に對し、これと比較して決定され、その兩者の差が離れておれば離れている程重過失の成立度が高められることになる。(7) この重過失についての考え方は、現在における通說となつているのであるが、(8) 問題となるところは勞働者の右の重過失を勞働者個人について專ら個人的にのみ考察しようとすることで、既に判例においてはこの誤が犯されている。(9) つま

り判例は重過失をみるについて勞働者個人個人にのみその成立をみて、爭議行爲という集團的行爲から浮き出した抽象性において考察をしているのである。[10] その判斷は民法のなかに放置され、なに故に爭議行爲が社會權として保障され、違法性を持たないかについての認識を缺くことになり、同條の眞の意味を生していないという結果になつている。この批判に答えて判例も、爭議行爲の重過失は、その該當行爲が爭議行爲の過程（au cours de la grève）において行われたものであるかどうかを判斷し、どこまでも爭議行爲中に、その一連の集團的行爲の一部のものとして起つた行爲として考察すべきで、總合的判斷を見失つてはならないとする立場を取るに至つた。[11] 重過失の對象となる行爲を爭議行爲という集團行爲合體のなかにおいてみようとする考え方は、刑事のみならず民事の面においてもその行爲の責任阻却の理論に發展する傾向を持つているのである。ともあれ結論的に述べるならば、特定の行爲に重過失がみられたとしてもその行爲が爭議行爲と關連性を持つ以上、かならずしも有責とされるべきでなく、爭議行爲全體の觀點から改めて檢討されるべきものであるとする。[12]

民事上有責行爲とされる以上、勞働法典第一編第二三條により、損害賠償責任も負わなければならない。逆に一九五〇年法第四條によつて、その勞働者の行つた爭議行爲が正當なものであるにもかかわらず、使用者がその勞働者を解雇した場合には、解雇は無效であり、使用者はその勞働者に對して損害賠償の責任を負うことになる。

三　フランス勞働法のなかに强く流れている勞働自由の原則によれば、爭議行爲をするもしないも勞働者の自由であるとみなければならないが、既に述べたように組合員である勞働者が爭議行爲に參加しないことは、場合によつてなんらかの制裁を受けることになり、この制裁はどのような法律にも違反するものでない。こうした團結の連帶が强く認められているフランスにおいて、その反作用的效果として組合員でありながら爭議行爲に參加しない勞働者は、使用者に對して賃金請求權を失う。右の一連の理論のなかにみられる特色的なものは、組合のなかに連帶性を强く認めようとする法の態度、および團結と爭議行爲とを密接不可分の關係にあるものと觀念する立場とである。組合すなわち團結體は、爭議行爲を常に豫想し、

爭議行爲に支えられながらその威力を發揮しつつ團體交涉を有利に導くものであり、反面からみるならば爭議行爲の豫想されない團結は、眞の團結とはみられないとする。それ故に團結體すなわち組合に加入しているものは爭議行爲に參加したといなとを問わず同一の法的取扱いを受けるべきであるとする。

しかし右の場合に反し、勞働者が組合員でなく、同一企業の勞働者であるということ以外に組合になんらの關連性を持つていない場合には、それら勞働者の賃金請求權がなお問題となる。原則的にいつて勞働の自由が認められる以上、組合に加入していない勞働者は、契約にもとづき彼等の勞働を通常通り繼續提供する權能を持つているわけで、この權能は、同一企業内の他の組織した勞働者の爭議權行使によつて妨害されるべきでない。ところが近代企業の生産樣式からみて、勞働力の集團性と協同性とは企業活動の遂行において缺くことのできないものであり、かりに爭議行爲に參加しない一部勞働者が勞働力を提供する意思があつたとしても、提供された勞働力が使用者によつて有効に受理され、通常通り企業内において商品生産に參加することができるという可能性はほとんどない。勞働力提供の意思を持つた一部勞働者が、爭議行爲によつて就勞不可能となつた場合に、すなわちそれら勞働者の意思に反して勞働力提供ができない場合において、その一部勞働者の賃金請求權はどうなるであろうか。問題はやや本論からはずれているのであるが、判例はこうした場合、不可抗力の理論を採用することによつて問題を解決しようとする。すなわち勞使おのおの自己の責に歸することのできない結果によつて契約義務を履行することができない狀態となつたのであるから、不可抗力による履行不能とみるべきであり、使用者は、その不可抗力を立證することによつて損害賠償責任はもちろんのこと、賃金支拂義務をも免除されることになるとする。(13)

爭議行爲の影響は、一般的にいつて當該企業の利用者ないし客にも取引上の經濟的關係をおよぼすので、爭議行爲の結果から生れた損害に對する賠償責任は、公衆としての利用者ないし客に對しても使用者は負わなければならない。その賠償責任を勞働者ないし組合に負わせることは、取引上の契約の當事者にそれらの者が含まれていないこと、爭議行爲が權利行使

であることから不可能といわねばならない。使用者は、他面經營責任者として第三者と契約を結んでいるから争議行爲によつて契約内容の履行が不可能となつたことにより、それによつて起つた民事上の責任を當然負わなければならないとする。この場合において前と同様不可抗力による履行不能を引き出すことによつてその責任をまぬかれ得るかどうか。判例は、通常の争議行爲とみられるものに對しては不可抗力の法理を適用しない。第三者との關係において争議行爲が不可抗力とみられるためにはなお他の條件を必要とする。その條件とは、たとえばその争議行爲が全く使用者に豫見できなかつた程に突然的に起つたような場合を意味しているとする。(14)

なおフランス勞働法學における一般的考え方は、争議行爲によつて第三者として客ないし利用者に損害が發生した場合には、使用者は民法第一三八四條によつて契約不履行上の責任を負わなければならないとの立場を取つている。(15)

右にみたように争議行爲による民事上の責任は、多方面にわたつて各種各様の問題を投げかけているのであるが、それが原則として使用者の責任に歸せられていることは、フランス勞働法の民事責任の面における争議権の構造を理解せしめるものであるが、なんといつても争議行爲が權利の行使と觀念され、契約違反を構成しないという考え方によるものである。

（1）争議行爲による責任は、國家および公共に對する責任（responsabilité de l'Etat et des communes）、組合および勞働者の責任（responsabilité des syndicats et des salariés）、使用者の責任（responsabilité des employeurs）などについて考察されるが、ここにおいては刑法上の責任と民事上の責任とに區別して考察してみる。

（2）J. de Hulster, op. cit., p. 91.

（3）M. Georges Dereux, Sur la différence entre voje de fait et violence, 1951, p. 5-8.

（4）M. Amiaud, op. cit., p. 913.

（5）M. Amiaud, op. cit., p. 914.

（6）Cas. soc., 18 octobre 1949. D. H., 1950, p. 597.

（7）Durand, La fin d'une controverse : Les effets de la grève sur le contrat de travail, Droit social, 1950, p. 118.

(8) Durand, op. cit., p. 119.
(9) M. H. Picard, La rupture abusive du contrat de travail, 1955, p. 81.
(10) Trib. civ., Julle, 26 juin 1951, J.C.P., 1951, II, p. 6488.
(11) Cas. soc., 9 juillet 1951.
(12) J. Rivero et J. Savatier, op. cit., p. 184. かくて「争議行爲における重過失は、その行爲が争議行爲とみられない場合に生れてくる」ことになる。
(13) Cas. soc., 18 mai 1953, Droit social, 1953, p. 545. Cas. soc., 30 juin 1954, Droit social, 1955, p. 492.
(14) Cas. civ., 30 juin 1953, J.C.P., 1953, II, p. 7764. この破棄院民事部の判決は、サボタージュに關する事件であるが、それによつて引き起された漠然たる損害の責任を不可抗力を理由として使用者から免除している。
(15) J. Rivero et J. Savatier, op. cit., p. 188.

七　むすび

以上フランス法における争議權の構造について考察してみたのであるが、なお詳細に紹介、研究すべき多くの問題がある。たとえば争議行爲による責任の歸屬について組合にゆく場合と勞働者個人にゆく場合とが當然考えられる。組合の責任といつた場合、幹部責任の問題についてなお研究すべき餘地がある。また本稿一般論的になつた嫌いもあるが、どこまでも問題の所在を争議權の構造におき、それが市民法體系からどのような形で生れてきたか、フランス法上の傳統的理念はどのように推移、發展を示したかに問題の焦點をしぼつたつもりである。なお足りない點は稿を改め他日を期したいと思う。